

市職員の給与などを公表します

市民の皆さまに市役所の人事・給与・サービスの状況をご理解いただくため、条例に基づき、人事行政運営状況を公表します。



2. 職種別給料月額状況 (H26.4.1 現在)

職種	月額	平均年齢
一般行政職	315,300円	41.0歳
技能労務職	328,600円	50.5歳

3. 期末・勤勉手当 (H26.4.1 現在)

	6月期	12月期	計
期末手当	1,225月分	1,375月分	2,600月分
勤勉手当	0,675月分	0,675月分	1,350月分

4. 初任給基準 (H26.4.1 現在)

一般行政職		技能労務職	
大学卒	高校卒	高校卒	中学卒
172,200円	140,100円	137,200円	129,200円

医療職 (医師)		医療職 (薬剤師等)	
博士課程終了	大学6卒	大学卒	短大3卒
323,600円	237,700円	178,200円	167,000円

医療職 (看護師等)		
短大3卒	短大2卒	准看護師養成所卒
188,900円	180,500円	153,300円

5. 主な職員手当の状況 (H26.4.1 現在)

	内容
扶養手当	【配偶者】月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族：1人につき月額 6,500円 配偶者がいない場合の1人目：月額 11,000円 ※ 16歳～22歳の子の場合には、5,000円加算。
住居手当	【借家・借間居住者】月額 12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に応じ、月額 27,000円を上限として支給 【持家所有者】月額 3,500円
通勤手当	【交通機関等利用者】 運賃の額に応じ月額 55,000円を上限として支給 【自家用車等利用者】 通勤距離に応じ、月額 13,700円を上限として支給

【管理職手当】 課長補佐以上の管理職に対して支給
 (部長) 45,000円
 (課長・支所長・院長・事務局長) 35,000円
 (審議員) 30,000円
 (課長補佐・次長・室長・所長・園長・事務長・館長・副院長・総看護師長) 25,000円
 (技師長・薬局長・看護師長) 15,000円
 【特殊勤務手当】 平成 18 年度から当分の間、一部支給凍結



職員の任免および職員数に関する状況

1. 職員の採用・退職の状況 (H25.4.1～H26.3.31)

区分	採用	退職
一般行政職	7人	9人
医療職	18人	6人
技能労務職	0人	0人

2. 部門別職員数の状況 (H26.4.1 現在)

区分	職員数		対前年増減数	
	平成 25 年度	平成 26 年度		
一般行政	議会	3人	3人	0人
	総務	69人	70人	1人
	税務	16人	16人	0人
	民生	67人	67人	0人
	衛生	20人	16人	△4人
	農林水産	29人	29人	0人
	商工	18人	18人	0人
	土木	25人	24人	△1人
	小計	247人	243人	△4人
教育	49人	46人	△3人	
普通会計計	296人	289人	△7人	
公営企業等	水道	11人	12人	1人
	下水道	5人	5人	0人
	病院	95人	111人	16人
	その他	19人	18人	△1人
	小計	130人	146人	16人
総計	426人	435人	9人	

職員の給与の状況

1. 一般行政職の級別職員数の状況 (H26.4.1 現在)

区分	職務分類	職員数	構成比
1級	主事	20人	9.3%
2級	主事	7人	3.3%
3級	係長 参事 主任	112人	52.1%
4級	課長補佐 係長 参事	37人	17.2%
5級	課長 課長補佐	25人	11.6%
6級	課長 参事 議員	8人	3.7%
7級	部長	6人	2.8%
計		215人	100%

※阿蘇市給与条例に基づく給料表の区分による職員数

職員の分限及び懲戒処分・サービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当っては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。

特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為の禁止規定に違反した場合は懲戒処分の対象となります。

1. 分限処分者数(平成 25 年度)

処分事由	降任	免職	休職	降級	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	11人	0人	11人
職に必要な適正を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人

2. 懲戒処分者数(平成 25 年度)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した場合	2人	0人	1人	0人	3人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人

職員研修の状況

1. 職員研修の状況(平成 25 年度)

研修名	回数	参加者数
人権同和教育初任者研修	1	6人
法制執務研修	2	30人
情報セキュリティ研修	2	53人
新規採用職員研修	1	6人
一般職員 2部研修(10年目)、1部研修(5年目)	9	20人
新任課長研修	3	6人
新任係長研修	3	8人

公平委員会に係る業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求状況(平成 25 年度)

【継続件数】 0件
【措置要求件数】 0件

2. 不利益処分に関する不服申立の状況(平成 25 年度)

【継続件数】 0件
【措置要求件数】 0件

職員の勤務時間・勤務条件

1. 勤務時間・休憩・休息時間の状況(H26.4.1 現在)

1 週間の勤務時間	勤務時間の割振り		
	始業	終業	休憩時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	60分

休憩時間：12:00～13:00

※勤務場所により、上記と異なる勤務形態の場合あり。

2. 一般職の年次有給休暇取得状況(H25.1.1～H25.12.31)

対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数	取得率
209人	8,192日	2,505日	12.0日	30.6%

対象職員数：H25.1.1～H25.12.31の全期間を在籍した一般職。

3. 休暇制度

区分	内容
有給休暇	年次休暇 1年につき 20日間付与(前年に未使用日数がある場合は、最大 20日を翌年繰越)
	病気休暇 負傷又は疾病のため療養を要する場合、必要最小限と認められる休暇を付与
	特別休暇(主なもの) 【結婚休暇】 結婚する職員に対し最大 5日間付与 【産前・産後休暇】 出産予定日の 8週間前の日から出産の日まで、及び出産の翌日から 8週間を経過するまでの期間付与 【親族の死亡休暇】 親族の続柄及び死亡時の生計関係に応じ、最大 7日間付与 【夏季休暇】 7～9月の間において、4日間付与 【子の看護休暇】 中学校始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合で、1年に 5日の範囲内で付与
無給休暇	介護休暇 配偶者・父母・子、配偶者の父母などで、負傷・疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、6月を限度として必要な休暇を付与
	組合休暇 組合活動に従事する場合に 1年に最大 20日付与

職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 健康診断の状況(平成 25 年度)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	160人
定期健康診断	237人

2. 公務災害補償制度(平成 25 年度)

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金熊本県支部	2件

衆議院議員総選挙

第 2 3 回最高裁判所裁判官国民審査

衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙が次のとおり執行されます。
国政に参加する大切な機会です。必ず投票しましょう。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎22-3239

投票日

12月14日(日) 午前7時から午後6時まで

※荻の草地区、深葉地区は午後4時まで

期日前投票

当日にお仕事などで投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

阿蘇市役所 12月3日(水) から 12月13日(土) まで

各支所 12月6日(土) から 12月13日(土) まで

(開設時間) 期間中、午前8時30分から午後8時まで

※ただし、12月3日から6日までは、国民審査の期日前投票はできません。

投票の方法

今回の選挙は3つの投票があります。

小選挙区 投票したい「候補者の名前」を書いてください

比例代表 投票したい「政党名」を書いてください

国民審査 「やめさせたい裁判官に×」を書いてください

不在者投票

阿蘇市以外の市区町村に滞在している方や、指定病院などで行う投票などについては次のとおりです。

他の市区町村で行う場合	阿蘇市の選挙人名簿に登録されている方が、投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、滞在地で不在者投票ができます。 郵便等でのやり取りが必要となりますので、お早めにお問い合わせください。
指定病院などで行う場合	不在者投票ができる施設として指定を受けた病院等に入院（入所）中の方は、その施設で不在者投票ができます。お早めに施設長に申し出てください。
郵便などによる場合	身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当される方、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」である方で、郵便投票証明書の交付を受けている方は、自宅で投票ができます。 郵便投票証明書の交付には申請手続きが必要となりますので、お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。
その他	期日前投票期間中、選挙当日までに20歳になる方は、不在者投票ができます。

阿蘇広域行政事務組合 平成25年度決算報告

平成26年第3回阿蘇広域行政事務組合議会定例会が10月30日に開催され、平成25年度決算が承認されました。決算状況は、次のとおりです。

阿蘇広域行政事務組合では、阿蘇圏域の住民の方々の生命と財産を守り、生活環境の整備と豊かで住みよい地域社会を作るための仕事をしています。
本組合の詳しい事業内容は次のURLでも確認できます。

阿蘇広域行政事務組合

☎ 24-5111

(URL) <http://www.aso.ne.jp/~koiki/>

一般会計決算状況

歳入総額 3,366,857千円

平成25年度一般会計における歳入総額は3,366,857千円となり、前年度3,735,958千円と比べて、369,101千円の減となりました。

項目	金額	構成率	説明
分担金及び負担金	2,817,083	83.7%	当組合の事業において構成市町村から支払われます。市町村別の金額は右図のとおりです。
使用料及び手数料	170,376	5.1%	ごみ処理手数料及び火葬施設使用料等からの収入です。
国庫支出金	21,395	0.6%	当組合の事業に対して、国からの交付金です。
県支出金	3,527	0.1%	当組合の事業に対して、県からの交付金です。
財産収入	106	0%	基金の利子です。
繰入金	43,400	1.3%	組合事業に対して基金の取り崩し金です。
繰越金	70,182	2.1%	前年度からの繰越金です。
諸収入	72,688	2.1%	預金利子及び受託事業収入等からの収入です。
組合債	168,100	5%	国や金融機関から借り入れたお金です。
合計	3,366,857	100%	

●市町村負担金一覧表

市町村名	金額
阿蘇市	1,276,641
南小国町	229,186
小国町	361,976
産山村	71,240
高森町	287,404
南阿蘇村	538,350
西原村	52,286
合計	2,817,083

(単位：千円)

(単位：千円)

歳出総額 3,303,043千円

平成25年度一般会計における歳出総額は3,303,043千円となり、前年度3,665,776千円と比べて、362,733千円の減となりました。

項目	金額	構成率	説明
議会費	11,041	0.4%	構成市町村の議員で構成する組合議会の運営費です。
総務費	139,135	4.2%	組合の総括的な事務費です。この中に介護認定審査事業、障害支援区分認定事業も含まれています。
衛生費	1,321,848	40.0%	生活に密接した事業費で火葬事務、ごみ処理等の費用です。
消防費	1,169,680	35.4%	消防、救急活動の費用です。
公債費	661,339	20.0%	国や金融機関などから借り入れたお金の返済費用です。
合計	3,303,043	100%	

(単位：千円)

特別会計決算状況

特別会計名	特別養護老人ホーム 阿蘇みやま荘	養護老人ホーム 湯の里荘	阿蘇ふるさと 市町村圏	阿蘇圏域市町村 緊急通報システム事業	合計
歳入決算額	310,391	181,341	47,666	407	539,805
歳出決算額	301,276	175,126	47,498	198	524,098
差引額	9,115	6,215	168	209	15,707

(単位：千円)

第30回阿蘇の火まつり実績報告

平成26年2月から5月にかけて行われました第30回阿蘇の火まつりの来場者数は、阿蘇郡市7市町村合計で約18万8千人でした。

第24回カルデラスーパーマラソン大会実績報告

平成26年6月7日に行われました第24回阿蘇カルデラスーパーマラソン大会のエントリー数などは右表のとおりです。
なお、事業費の大部分は参加料により賄われており、本大会における経済効果は1億2,200万円に上ると算出されました。

エントリー数	1,834名
出走者数	1,685名
完走者数	1,300名
完走率	77%